

## 保税蔵置場許可の承継の承認について

関税法第48条の2第6項の規定により、下記のとおり公告する。

令和7年3月26日

大阪税関長 清水 雄策

記

1 承継を受けた者の名称及び住所

不二製油グループ本社株式会社  
(令和7年4月1日付で「不二製油株式会社」へ商号変更予定)  
大阪府泉佐野市住吉町1番地

2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

不二製油株式会社 阪南事業所  
大阪府泉佐野市住吉町1番地

3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

不二製油株式会社  
大阪府泉佐野市住吉町1番地

4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

不二製油株式会社 阪南事業所  
大阪府泉佐野市住吉町1番地

5 承継された許可期間

自 令和 7 年 4 月 1 日  
至 令和 12 年 1 月 31 日